

新潟県条例第45号

新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章（略） 第2章 健全育成に関する施策（第8条— <u>第13条の2</u> ） 第3章・第4章（略） 第5章 雑則（第32条— <u>第37条</u> ） 附則 （用語の定義） 第14条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 18歳に達するまでの者をいう。 (2)～(7)（略）	目次 第1章（略） 第2章 健全育成に関する施策（第8条— <u>第13条</u> ） 第3章・第4章（略） 第5章 雑則（第32条— <u>第36条</u> ） 附則 （用語の定義） 第14条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 18歳に達するまでの者（ <u>婚姻した女子を除く。</u> ）をいう。 (2)～(7)（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに婚姻をし、又は民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第3条第2項の規定による婚姻をした18歳に達するまでの女子に対する改正後の第14条第1号の規定の適用については、同号中「者」とあるのは、「者（婚姻した女子を除く。）」とする。